（登録料軽減申請書の様式）

第四条　令第二条第一項の申請書は、一の申請ごとに別記様式第四号により作成しなければならない。

（出願料軽減申請書等の添付書面の省略）

第五条　令第一条第一項又は第二条第一項の申請書（以下この条及び次条において「出願料軽減申請書等」という。）に添付すべき書面を他の出願料軽減申請書等の提出に係る手続において既に農林水産大臣に提出した者は、当該他の出願料軽減申請書等に添付した令第一条第一項に規定する申請に係る出願品種が認定研究開発事業計画に従って行われる研究開発事業の成果に係るものであることを証する書面若しくは同条第二項各号に掲げる書面又は令第二条第一項に規定する申請に係る登録品種が認定研究開発事業計画に従って行われる研究開発事業の成果に係るものであることを証する書面若しくは同条第二項各号に掲げる書面に変更がないときは、出願料軽減申請書等にその旨を記載して当該書面の添付を省略することができる。

（確認書の交付）

第六条　農林水産大臣は、出願料軽減申請書等及びこれに添付すべき書面の提出があった場合において、申請人が法第十三条第一項又は第二項に規定する認定研究開発事業者であることを確認したときは、その申請人に確認書を交付するものとする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、法の施行の日（平成二十六年十二月一日）から施行する。

（種苗法施行規則の一部改正）

2　種苗法施行規則（平成十年農林水産省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項に次の一号を加える。

九　花きの振興に関する法律（平成二十六年法律第百二号）第十三条第一項の規定の適用を受けようとするときは、その旨及び花きの振興に関する法律施行規則（平成二十六年農林水産省令第六十四号）第六条の確認書の番号

第十九条に次の一項を加える。

7　花きの振興に関する法律第十三条第二項の規定の適用を受けようとするときは、第二項の品種登録料納付書にその旨及び花きの振興に関する法律施行規則第六条の確認書の番号を記載しなければならない。

別記様式第１号（第１条関係）

研究開発事業計画に係る認定申請書

年　　月　　日

農林水産大臣名　殿

申請者
住　　所
名称及び
代表者の氏名
（個人の場合は氏名）　　印

花きの振興に関する法律第11条第１項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

1　「申請者」には、研究開発事業を行う全ての者を記載すること。

2　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とし、記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。

（別紙１）

1　事業名

2　研究開発事業に参加する者の概要

(1)　研究開発事業を行う者の概要

①氏名又は名称、②住所、③代表者名、④連絡先（電話番号、ＦＡＸ番号、担当者名）

(2)　研究開発事業に協力する大学、研究機関等がある場合には、その概要

①氏名又は名称、②住所、③代表者名、④連絡先（電話番号、ＦＡＸ番号、担当者名）、⑤業務の概要、⑥研究開発事業における役割

3　生産者の抱える課題及び要請

4　研究開発事業の目標

5　研究開発事業の内容

(1)　研究開発事業の概要及び実施体制

①研究開発事業の概要	
②研究開発事業の実施体制	

(2)　研究開発の年次計画（研究項目（サブテーマ）ごとに具体的に記載すること。）

番号	実施者	研究開発の具体的内容	実施期間

(3)　研究開発事業の拠点となる施設等（研究開発事業の主たる実施場所）の概要

所有者	施設等の名称	施設等の所在地	申請者の住所と異なる理由